

旧余呉支所解体工事

図面リスト											
工事区分	No.	図面名称	SCALE	工事区分	No.	図面名称	SCALE	工事区分	No.	図面名称	SCALE
共通	1	解体工事特記仕様書(1)	——	C.N.Y棟	26	電気設備 2階平面図2 【参考図】	1/100	車庫 全体	51	電気設備工事電灯・3階平面図 【参考図】	——
	2	解体工事特記仕様書(2)・付近見取図	1/2500		27	電気設備 3階平面図 【参考図】	1/100		52	電気設備工事 照明器具姿図 【参考図】	——
	3	解体リスト	1/200		28	機械設備 1階平面図 【参考図】	1/100		53	電気設備工事 照明器具姿図 【参考図】	——
	4	仮設計画図	1/200		29	機械設備 オイルタンク配管図 【参考図】	1/30		54	電気設備工事 弱電3階平面図 【参考図】	——
	5	造成計画平面図	1/200		30	地下オイルタンク詳細図 【参考図】	——		55	電気設備工事 自火報、防火戸1.2階平面図【参考図】	——
庁舎	6	仕上表1 【参考図】	——	31	特記仕様書(1) 【参考図】	——	56	電気設備工事 自火報、防火戸3階平面図 【参考図】	——		
	7	仕上表2 【参考図】	——	32	特記仕様書(2) 【参考図】	——	57	電気設備工事 一階竣工図 【参考図】	——		
	8	1階平面図 【参考図】	1/100	33	特記仕様書(3) 【参考図】	——	58	電気設備工事 二階竣工図 【参考図】	——		
	9	2階平面図 【参考図】	1/100	34	内外仕上表 【参考図】	——	59	電気設備工事 二階竣工図-2 【参考図】	——		
	10	3階平面図 【参考図】	1/100	35	1階・2階 平面図 【参考図】	——	60	電気設備工事 三階竣工図 【参考図】	——		
	11	塔屋平面図 【参考図】	1/100	36	3階・屋外平面図 【参考図】	——	61	電気設備工事 三階竣工図-2 【参考図】	——		
	12	立面図1 【参考図】	1/100	37	立面図・断面図 【参考図】	——	62	電気設備工事 配置図 竣工図 【参考図】	——		
	13	立面図2 【参考図】	1/100	38	矩計図 【参考図】	——	63	給排水設備図 竣工図 【参考図】	——		
	14	各矩計図 【参考図】	1/30	39	断面詳細図(1) 【参考図】	——	64	一階給排水設備図 竣工図 【参考図】	——		
	15	階段詳細図 【参考図】	1/10 1/50	40	建具記号図 【参考図】	——	65	二階給排水設備図 竣工図 【参考図】	——		
	16	便所・階段詳細図 【参考図】	1/50	41	建具リスト 【参考図】	——	66	三階給排水設備図 竣工図 【参考図】	——		
	17	車寄・客溜図 【参考図】	1/50	42	建具リスト(2) 【参考図】	——	67	二階 空調、換気設備 竣工図 【参考図】	——		
	18	壁・スラブ配筋図 【参考図】	1/30 1/50	43	杭伏図・基礎伏図・2階梁伏図 【参考図】	——	68	三階 空調、換気設備 竣工図 【参考図】	——		
	19	柱配筋リスト図 【参考図】	1/50	44	配筋リスト 【参考図】	——	69	平面図・立面図 【参考図】	1/100		
	20	梁配筋リスト図 【参考図】	1/50	45	梁伏図・部材リスト 【参考図】	——	70	電気設備 撤去配置図	1/200		
	21	基礎配筋リスト図 【参考図】	1/50	46	軸組図 【参考図】	——	71	機械設備 撤去配置図	1/200		
	22	基礎及梁伏図 【参考図】	1/200 1/30	47	電気設備工事 配置図 【参考図】	——	72	機械設備 改修後配置図	1/200		
	23	鉄骨増築部分 構造図 【参考図】	1/100 1/30	48	電気設備工事 幹線、コンセント、動力1.2階平面図 【参考図】	——					
	24	電気設備 1階平面図 【参考図】	1/100	49	電気設備工事 幹線、コンセント、動力3・屋外平面図 【参考図】	——					
	25	電気設備 2階平面図 【参考図】	1/100	50	電気設備工事電灯1・2階平面図 【参考図】	——					

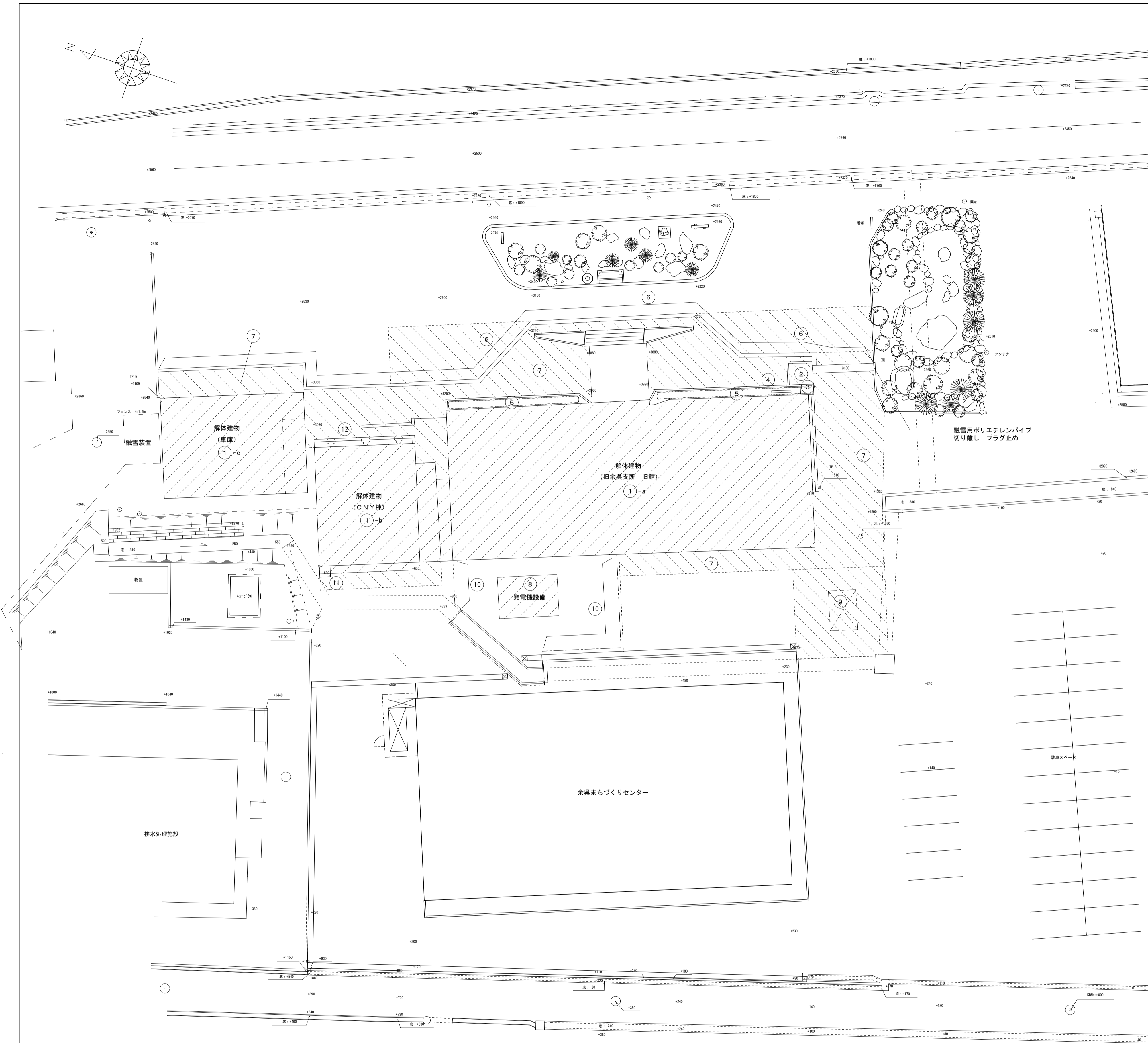
株式会社 大村建築設計事務所

特記仕様書																									
I 工事概要	<p>旧余呉支所解体工事</p> <p>滋賀県長浜市余呉町中之郷958</p> <p>契約日から令和 年 月 日 限</p>																								
	No.	名称	工種	床面積、内容等	数量	備考																			
1 施工基準概要説明	1	旧余呉支所	解体・撤去	RC造3階建（塔屋あり）	1式	基礎共																			
	2	CNY棟	解体・撤去	S造3階建	1式	基礎共																			
	3	車庫	解体・撤去	S造1階建	1式	基礎共																			
	4	外構解体工事	解体・撤去		1式	基礎共																			
	5	電気設備解体工事	解体・撤去		1式																				
	6	機械設備解体工事	解体・撤去		1式																				
	7	造成工事	解体・撤去		1式																				
本工事は旧余呉支所庁舎、外構の解体撤去を行い、解体後の造成工事を行う。																									
II 建築工事仕様	<p>1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標仕」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説新版」（以下「解体共仕」という。）による。</p> <p>2 特記仕様 1 項目は番号に○印のついたものを適用する。 2 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のない場合は※印のあるものを適用する。 ○印と⊗印のある場合は共に適用する。</p> <p>3 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標仕の当該項目、当該表、当該図を示す。</p>																								
III 項目	特記事項																								
I 一般共通事項	<p>① 施工基準 本工事は次の契約図書により受注者の責任において履行する。 (1.1.1) 契約図書は相互に補充するが、契約図書に相違がある場合の図書の優先順位は記載の順とする。</p> <p>② 届出手続等 請負契約書・質疑回答書・特記仕様書・設計図・標仕官公署に対する申請や検査に対して、協議、申請書等の作成、提出及び検査対応を請負者に行うものとする。 (1.1.3)</p> <p>③ 工事実績情報の登録 (CORINS) 契約、変更、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。 (1.1.4)</p> <p>④ 発生材の処理等 ※構外搬出適切処理 ・指定 () (1.3.11)</p> <p>5 施工条件 次指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。 (1.3.5)</p> <table border="1"> <tr> <td>工程・作業</td> <td>指定日時</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>⑥ 施工調査 工事着手に先立ち、施工調査を行い報告すること。 (1.4.1)</p> <table border="1"> <tr> <td>調査範囲</td> <td>調査方法</td> </tr> <tr> <td>当該敷地内対象建築物、埋設物、周辺状況</td> <td>※目視調査 ・打診調査</td> </tr> </table>					工程・作業	指定日時			調査範囲	調査方法	当該敷地内対象建築物、埋設物、周辺状況	※目視調査 ・打診調査												
工程・作業	指定日時																								
調査範囲	調査方法																								
当該敷地内対象建築物、埋設物、周辺状況	※目視調査 ・打診調査																								
7 技能士 (1.6.2)	<table border="1"> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>作業種別</th> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・とび</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>・アスファルト防水 ・改質アスファルトシートトーチ工法 ・アクリルゴム系塗膜防水 ・ウレタンゴム系塗膜防水 ・塩化ビニル系シート防水 ・合成ゴム系シート防水 ・セメント系防水 ・FRP防水 ・シーリング防水</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル張り</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・大工</td> </tr> <tr> <td>屋根及びいり工事</td> <td>・内外装板金 ・スレート工事</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・鋼製下地 ・内外装板金</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・左官</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・建築塗装</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・プラスチック系床仕上げ ・カーペット系床仕上げ ・ボード仕上げ ・壁装</td> </tr> </table>					適用工事種別	作業種別	仮設工事	・とび	防水工事	・アスファルト防水 ・改質アスファルトシートトーチ工法 ・アクリルゴム系塗膜防水 ・ウレタンゴム系塗膜防水 ・塩化ビニル系シート防水 ・合成ゴム系シート防水 ・セメント系防水 ・FRP防水 ・シーリング防水	タイル工事	・タイル張り	木工事	・大工	屋根及びいり工事	・内外装板金 ・スレート工事	金属工事	・鋼製下地 ・内外装板金	左官工事	・左官	塗装工事	・建築塗装	内装工事	・プラスチック系床仕上げ ・カーペット系床仕上げ ・ボード仕上げ ・壁装
適用工事種別	作業種別																								
仮設工事	・とび																								
防水工事	・アスファルト防水 ・改質アスファルトシートトーチ工法 ・アクリルゴム系塗膜防水 ・ウレタンゴム系塗膜防水 ・塩化ビニル系シート防水 ・合成ゴム系シート防水 ・セメント系防水 ・FRP防水 ・シーリング防水																								
タイル工事	・タイル張り																								
木工事	・大工																								
屋根及びいり工事	・内外装板金 ・スレート工事																								
金属工事	・鋼製下地 ・内外装板金																								
左官工事	・左官																								
塗装工事	・建築塗装																								
内装工事	・プラスチック系床仕上げ ・カーペット系床仕上げ ・ボード仕上げ ・壁装																								
8 一工程報告 (1.6.4)	<p>一工程施工報告書の提出 ・不要</p> <p>・解体 ・防水改修 ・外壁改修 ・耐震改修 ・各工程</p>																								
9 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	<p>施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼンの濃度をパップ法にて測定し、報告すること。また、基準値を満たさない場合は、対策を講じたのち再測定を行うこと。</p> <p>着工前の測定 ※行わない ・行う (・箇所 ・図示)</p> <p>測定箇所 箇所 ・図示</p>																								
10 完成時の提出図書 (1.8.1~3) (表1.8.1)	<table border="1"> <tr> <td>・完成図</td> <td>提出部数 ※2部 (A3版縮小製本及び電子媒体)</td> </tr> <tr> <td>※施工計画書</td> <td>提出部数 ※1部</td> </tr> <tr> <td>・施工図</td> <td>提出部数 ※1部</td> </tr> <tr> <td>・保全に関する資料</td> <td>提出部数 ※2部 ・部</td> </tr> </table>					・完成図	提出部数 ※2部 (A3版縮小製本及び電子媒体)	※施工計画書	提出部数 ※1部	・施工図	提出部数 ※1部	・保全に関する資料	提出部数 ※2部 ・部												
・完成図	提出部数 ※2部 (A3版縮小製本及び電子媒体)																								
※施工計画書	提出部数 ※1部																								
・施工図	提出部数 ※1部																								
・保全に関する資料	提出部数 ※2部 ・部																								
◆NOTE◆	DRAWN DATE CHECK DATE	管理建築士 一級建築士 (大臣) 登録229265号 大村 悟子	株式会社 大村建築設計事務所 一級建築士事務所 代表取締役 大村 修 TEL (0749)62-2651	◆TITLE◆	旧余呉支所解体工事																				
				◆SHEET TITLE◆	解体工事特記仕様書(1)																				
				◆SCALE◆																					
				MANAGER CHECKED DRAWN DRAWN	1																				
					72 枚ノ内																				
					◆SHEET No◆																				

⑪ 工事写真 (1.4.1)	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>着工前・完成</td> <td>・3 ※6 ・15 ・30</td> <td>3</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td></td> <td>1</td> <td>必要に応じて撮影する</td> </tr> <tr> <td>定期提出</td> <td>代表的な出公差の部分</td> <td>1</td> <td>工事月報用</td> </tr> </table> <p>工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。</p> <p>完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。竣工写真はアルバム製本にて提出すること。</p> <p>竣工写真はキャビネ版カラープリントによる写真を製本し、また、画像データを電子媒体で各1部提出すること。</p> <p>イ 「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」(H28.7.1)に従い、現場代理人を決定し届け出ること。</p> <p>ロ 現場代理人は、監督員に請負人との直接的な雇用関係の確認出来るもの(健康保険証の写し等)を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに「現場代理人等変更 届」を提出し同様の確認を受けなければならない。</p> <p>ハ 主任(監理)技術者も同様の確認を受けなければならない。</p> <p>ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。</p> <p>ホ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間</p> <p>1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所等の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>2. 工事請負契約書(以下「契約書」という)第28条第1項の規定に基づく完了した旨の報告を受け、完了確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。</p> <p>「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、請負者は市担当者が行う施工体制検査を受けなければならない。また、指摘ある施工体制の不備は速やかに是正し、市担当者に報告すること。工事完了時には表と台帳の写しを提出すること。</p> <p>1. 受注者は雇労働員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p>2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以下のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。</p> <p>3. 受注者は雇労働員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住民等に工事施工内容の説明を行うこと。受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・工作物についても調査を行うこと。</p> <p>工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 2部数</p> <p>設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる対象の軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。</p> <p>工事箇所並びにその周辺にある既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法を工夫すること。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。</p> <p>万一、工事に起因する損傷等が生じた場合は、請負人の責任において現状に復旧すること。各検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書を提出する。</p> <p>工事着手前に、付近の状況を調査し、騒音、振動、粉塵等による公害及び安全に対する対策等は工事竣工まで講ずること。</p> <p>受注者は、産業廃棄物を適切に処理するに当たり、下記の事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出し承諾を受けること。</p> <p>1 本工事に使用する特定建設資材および排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)を遵守し、分別解体及び再資源化等を実施すること。</p> <p>また、着工前の同法第11条の「通知」は受注者が提出すること。</p> <p>2 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、建設副産物の抑制及び再利用の促進に努めること。</p> <p>また、再生資源利用「促進」計画書及び同実施書を作成し速やかに報告すること。</p> <p>3 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、同法第12条の3によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。</p> <p>工事車輛の出入りについては、危険防止に努めること。また、工事施工中は図示する箇所に交通整理員を常駐配置し、必要に応じて要所に追加配置すること。</p> <p>近隣家屋に騒音、振動等公害発生をなきよう留意し、当該地周辺の散策児童や通行者等にも注意を払い、工事全般に万全の対策を講ずること。</p> <p>受注者は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出すると共に、工事関係者に周知・徹底し実施すること。</p> <p>喫煙等については一定の場所を指定し、火元責任者を配すること。</p> <p>受注者は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成13年国土交通省告示第487号)」に基づき指定された建設機械(「97ラベル」)を使用すること。</p> <p>受注者は電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員にその旨報告すること。</p> <p>受注者は、工事に伴う道路占用許可、公害(騒音・粉塵)対策、特定建設業等に係る係申に照らし合わせ必要な手続きを行い工事施工のこと。</p> <p>1 工事に際し、現場代理人は監督職員及び関係業者、近隣関係者と充分に協議し、近隣区域の日常活動上近隣区域の日常活動上支障なきよう、また、事故のないよう万全を期すこと。</p> <p>2 工事工程については、毎日の計画を作成し、事前に監督職員に提出し承認を受けて作業に入ること。</p> <p>3 工事に先立ち建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届を所轄官庁に提出すること。</p>	区分	撮影箇所	提出部数	備考	着工前・完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。	工事中		1	必要に応じて撮影する	定期提出	代表的な出公差の部分	1	工事月報用
区分	撮影箇所	提出部数	備考														
着工前・完成	・3 ※6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。														
工事中		1	必要に応じて撮影する														
定期提出	代表的な出公差の部分	1	工事月報用														
12 竣工写真																	
⑬ 現場代理人等																	
⑭ 下請業者等の選定																	
⑮ 保険等																	
⑯ 施工体制																	
⑰ 不当介入に関する通報制度																	
⑱ 地元説明																	
19 近隣家屋の調査																	
20 別途工事との連絡協議																	
21 設計図の製本																	
⑳ 軽微な変更																	
㉑ 施工中の安全確保																	
㉒ 各種検査合格書等																	
㉓ 公害・安全対策																	
㉔ 産業廃棄物の処理																	
㉕ 安全対策																	
㉖ 過積載の防止措置																	
㉗ 火気の管理																	
㉘ 騒音振動の防止																	
㉙ 不法無線局の排除																	
㉚ 関係法令の遵守																	

⑬ 石綿含有建材の事前調査制度	<p>大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する法令等に基づき実施すること。また、調査結果を石綿事前調査結果報告システム等を使用し報告を行うこと。</p> <p>1. 調査範囲、既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、下記による。</p> <p>なお、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の方法について」(平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 平成28年4月13日 基発第3号)に基づく方法により、分析方法は特記による。</p> <p>調査範囲 ○当該施工範囲 ・図示</p> <p>貸与書類 ○建設当初図面 ○石綿調査報告書</p> <p>分析方法 ○JISに規定されている定性分析方法にて行うこと。</p> <p>採取様体 ・1ヶ所 ・10ヶ所 ○5ヶ所</p> <p>2. 調査は、目視、設計図書、石綿有無の調査報告等により確認し、調査結果をとりまとめ監督職員に提出する。</p> <p>3. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。</p> <p>掲示板サイズ : A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上</p> <p>4. 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。</p>
II 仮設工事	
① 仮囲い	<p>・鉄板網、金網網等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。</p> <p>⊗ 図示による 他、安全上支障のないよう仮設計画を随時協議すること</p>
② 騒音・粉塵等の対策	<p>⊗ 設ける ・設けない ○散水 (2.2.1)</p> <p>・防音パネル ○防音シート ・養生シート</p> <p>※ 設けない ・設ける (2.3.1)</p> <p>(m程度 会議テーブル、イス、ホワイトボード、エアコン)</p>
3 監督員事務所	<p>構内既存施設 ※利用できない ○利用できる(○有償 ・無償)</p> <p>構内既存施設 ※利用できない ○利用できる(○有償 ・無償)</p> <p>仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。</p> <p>(2.4.1~3)</p> <p>・設ける ・設けない</p>
④ 工事用水	
⑤ 工事用電力	
⑥ 洗車場	
7 山留め	
⑧ 危険物保管庫	<p>酸・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施設できる小屋等に保管すること。</p> <p>水質汚濁防止法及び関係条例等に従い、敷地外に排水すること。</p> <p>また現場内にノッチタンクの設置や敷地内外の側溝に土蓋を設置するなど泥水の流出対策を行うこと。</p> <p>○ 差場工法(ノッチタンク 10m3 2基)</p> <p>・常時 ○ 工事車両の往来がある時 ・配置不要</p>
⑩ 交通誘導員	
III 解体工事	
① 解体建物(解体する建物内外にある備品、機器類全てを含む。)、工作物、樹木等は特記なき限り、地盤面下も含め解体撤去すること。	
② 廃材処分の廃材投棄場所等については請負人において選定し、事前に監督職員に報告するとともに産業廃棄物処理法に基づき契約を締結すること。(地盤面下は捨てコンクリートを含むものとし、根切り土は埋戻しとする。)	
③ 解体材を敷地内において焼却したり埋設することは一切認めない。また、ガラス破片を残さないよう、特に注意すること。	
④ 工事実施に当たっては、風向き等に留意し近隣に迷惑を及ぼさぬ様配慮し、必要ある時は監督職員と協議の上、工事の一時中止の措置を行うこと。	
⑤ 解体作業により万一近隣建物及び工作物に損傷を与え、又はその構造機能を低下させた場合は、受注者の責任において現状に復旧すること。また、搬入時において道路等に損傷を与え、又は汚した場合は受注者の責任において現状に復旧すること。	
⑥ 工事中は適時散水を行い、粉塵の飛散を極力防止すること。	
⑦ 解体撤去後の敷地は、特記なき限り根切土・現状土・現状砕石にて敷きならし、整地すること。	
⑧ アスベスト含有の成形板・配管については、関係法令等に基づき専門業者が所定の方法で解体撤去し、適切に処分すること。	
⑨ 解体に先立ち、図示部分以外についても建材等のアスベスト含有の有無を確認し、含有する建材等があった場合は監督職員に直ちに報告し、その処理方法について協議すること。また、分析調査も本工事に伴うこと。	
⑩ 貯蔵物のうち、エアコン・洗濯機・テレビ・冷蔵庫は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に基づき処理するにあたり、指定場所へ搬出すること。	
⑪ 解体に先立ち、PCBを使用した照明器具の有無を調査し、結果を報告すること。また、PCBを使用した器具については、監督職員の指示に従い指定された場所に搬出すること。	
⑫ 地下埋設物(排水管、ガス管等)は、特記を除き監督職員の指示によりプラグ止め等の処理を行い、原則全て撤去すること。	
⑬ なお、N T T配線及び引込記配線メーター等の撤去、給水管、汚水排水管、ガス管・高圧ガス等の切り離し 撤去に伴う申請については、各関係機関と協議の上、申請業務及び必要な諸費用を含め本工事とする。	
IV 解体施工	
① 使用機器	<p>使用する重機や器具は、低振動・低騒音型の機械器具等を選定すること。</p> <p>(2.9.2)</p> <p>杭の種類</p> <p>・既設RC杭 ・現場打ちRC杭 ・PC杭 ・木杭 ○PHC杭</p>
② 杭	<p>杭の解体</p> <p>※ 行う ⊗全長 ・杭頭から mまで)</p> <p>杭の解体工法</p> <p>※ 引抜工法 (⊗ケーシング ・振動 ・)</p> <p>・粉砕による解体</p> <p>杭の処理(RC杭、PC杭)</p> <p>⊗ コンクリートガラと鉄筋を分別し、処分すること。</p> <p>杭の埋戻し</p> <p>⊗ 杭撤去後は良質土(山砂等)による埋戻しとする。</p> <p>樹木の伐採根根 ○ 行う (○ 図示による ・花壇内)</p> <p>・行わない</p> <p>樹木の移植 ○ 行わない</p> <p>地中埋設物及び埋設配管の解体撤去</p> <p>⊗ 行う (・図示による ○ 参考図による) ・行わない (3.11.1)</p> <p>解体後の整地</p> <p>※ 既存土による地均し ○ 地均し後、再生砕石t=100による転圧 ・ (3.12.1)</p>

⑥ 解体後の埋戻し	○ 行う(良質土) ・行わない	ただし図示範囲、30kg/m3程度 地盤改良材(タフロック)を見込むこと
V 建設廃棄物の処理		
① 再資源化施設等		建設廃棄物に応じた中間処理施設及び再資源化施設は、任意とするが、極力近隣の施設を選定し、監督職員の承諾を得ること。 (4.4.1.a)
② 再資源化等		建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物のほか、出来る限りの廃棄物を再資源化するよう努めること。 (4.4.1.b~d)
3 現場内再資源化	建設廃棄物を再資源化し、現場で利用する物 (4.4.1.a)	種 類 利用する場所(箇所)等
4 産業廃棄物広域	※ 活用しない ・活用する(種類: 所在地等:) 認定制度 (4.4.2)	
⑤ 最終処分施設	建設廃棄物に応じた最終処分施設は、任意とするが、極力近隣の施設を選定し、監督職員の承諾を得ること。 (4.4.4)	
⑥ 処分注意を要する建設廃棄物	分別解体作業時に次の品目について、注意し、該当建材があった場合は、監督職員に現状を報告すること。 (4.5.1)	a. COA処理木材(クロム、銅、ひ素化合物系防虫処理木材)
		b. セッコウボード(石綿含有) ・セッコウボード(ひ素・カドミウム含有)
VI 特別管理産業廃棄物の処理		
① 施工調査	解体に先立ち、PCBを使用した照明器具の有無を調査し、結果を報告すること。 (5.1.2)	材 料 名 仕様等(型式、厚さ、数量) 調査の範囲
② 特別管理産業廃棄物	PCB(ポリ塩化ビフェニール)含有機器の調査 (5.4.3)	機 器 名 仕様等(型式、厚さ、数量) 調査の範囲
		・受電設備(トランス) 微量PCB検査
		・受電設備(コンデンサー) 微量PCB検査
		・受電設備(遮断機) 微量PCB検査
	検査の結果にてPCBを含有が判明した機器は、飛散、流出がないように適切な容器に詰め、適切な場所に保管し、工事完了後、市担当者に引き渡す。	
3 PCB含有シーリング	※ 調査不要 ・調査する() (5.4.4)	油 種 タンク等の種類 数量(L) 処理方法
4 廃油		灯油 地下タンク 残量約2,500* ・焼却 ※ 再生処分
		・焼却 ※ 再生処分
5 廃酸・廃アルカリ		種 類 容器等の種類 数量(L) 処理方法
		・焼却 ※ 再生処分
		・焼却 ※ 再生処分
6 ダイオキシン類	※ 調査不要 ・調査する() (5.4.7)	
VII アスベスト撤去・封じ込め工事		
① 一般仕様	本特記仕様書及び図面による他、建設省監修日本建築センター発行「既存建築物の吹付アスベスト粉塵飛散防止処理技術指針・同解説」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書 平成19年版」による。	
2 技術管理	受注者は、専任の主任技術者を任命し作業中は現場に派遣し、技術管理に当たる。建設業労働災害防止協会「建築物の解体等工事における石綿粉じんのはばく露防止マニュアル」を参考とする。また、請負人はアスベスト撤去、封じ込め工事に際しては、特定化学物質等取扱い作業主任者を専任し、その指示に基づき施工の事。	
3 下請業者等の選定	1) アスベスト撤去、封じ込めアスベスト撤去工事については、(財)日本建築センター、(財)建築保全センターの技術審査を受けた除去及び封じ込め工法によるものとし、専門業者による責任施工とする。〈参考業者〉 ・ 樹ノザワ (tel:078-391-1651) ・ 明星工業㈱ (tel:06-6448-0455) ・ 樹エスポワール (tel:06-6784-7200) ・ 協和産業㈱ (tel:052-903-0018) ・ 日本インシュレーション㈱ (tel:06-6633-7321) ・ 樹エアーランドエマテリアル (tel:06-6312-1765) ・ ニチアス㈱ (tel:06-6252-1301)	
	2) 専門測定機関 ・ 特定計量証明事業者認定を許可登録しているものとし、かつ、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。計数分析は、第1種作業環境測定士とする。	
4 公害、安全対策	工事着手前に付近の状況を調査し、公害及び安全対策は工事竣工まで講ずること。	
5 その他	作業内容については、監督職員と連絡調整し、問題無き様配慮する事。	
6 請負人の責任	受注者は、アスベストの撤去、封じ込め及び処分にあたっては、本特記仕様書に基づき完全に履行する事。関係法令を遵守し、労働安全及び環境汚染の防止に努める事。又、関係官庁へ必要な届出を遅滞無く行う事。	
7 施工計画書の提出	受注者は、工事竣工に先立ち、アスベスト撤去、封じ込めに伴う粉塵対策を盛込んだ施工計画書を作成し、監督職員に提出し承諾を得る事。	
8 作業主任の選定	受注者は、特定化学物質等取扱い作業主任者を選任し、アスベスト撤去、封じ込め作業についてはその指示のもとに行う事。	
9 作業者の選定	アスベストに関する安全衛生教育を受けた者とし、應付健康診断、アスベストに関する特殊健康診断を6ヶ月以内に受診し異常の無かつた者とする。	
10 安全教育の実施	受注者は、本工区内現場作業員に対して、事前にアスベストに関する安全教育を実施し、十分に理解させる事。	



解体工事リスト									
記号	名称	工種	構造	外形 (mm)			数量	備考	
				W	D	H			
①-a	旧余呉支所 旧館 (S40年竣工) (H07年改修)	解体撤去処分	RC造3階建				1 式	1階約298㎡、2階約447㎡、3階約315㎡、P.H約53㎡ 延床面積1,113㎡ 基礎、杭とも解体撤去 外壁アスベスト含有仕上塗材有 内装アスベスト含有成形板有 埋戻し、地盤改良共	
①-b	CNY棟 (H4年竣工)	解体撤去処分	S造3階建				1 式	1階約118㎡、2階約121㎡、3階約117㎡ 延床面積356㎡ 基礎、杭とも解体撤去 内装アスベスト含有成形板有 埋戻し、地盤改良共	
①-c	車庫	解体撤去処分	S造平屋建				1 式	床面積 約121㎡ 基礎とも 解体撤去 外壁アスベスト含有成形板有 埋戻し、地盤改良共	
②	緑石	解体撤去処分					5 m		
③	ポスト基礎	解体撤去処分					1 箇所	ポスト本体撤去は別途工事とする。	
④	掲示板	解体撤去処分					1 箇所	基礎共	
⑤	花壇	解体撤去処分					27.2 ㎡	植栽共	
⑥	融雪配管	解体撤去処分					73 m	配管 切断しプラグ止とする。	
⑦	アスファルト舗装	解体撤去処分					580 ㎡	カッター切断の上撤去のこと。	
⑧	発電機設備庫	解体撤去処分	鉄骨造	5600	3800	4000	1 式	基礎、土間共 発電設備機器 移設 (移設先 30m程度)	
⑨	地下式オイルタンク	解体撤去処分					1 箇所	埋戻し、地盤改良共	
⑩	フェンス H=1.6m	解体撤去処分					20.5 m	基礎共	
⑪	上屋	解体撤去処分	木造	1000	3800	2000	1.00 m	基礎共	
⑫	花壇	解体撤去処分					7.00 ㎡	植栽共	

特記事項

上水引込管から水道メーター、公共汚水樹以外の 敷地内のドレーン、樹、地中配管を含む全ての電気設備・給排水設備を撤去する。

上水道引込管、水道メーター撤去返却、公共汚水樹撤去は本工事外とする。

N T T 配線及び引込み配線メーター等の撤去は本工事にて申請を行うこと。

解体に伴い、水路、擁壁等を損傷させた場合は監督職員に報告協議し復旧を行うこと。

また、それに係る申請、工事費用も本工事内とする。

建物内部の備品を含め解体リストの項目全てにおいて、解体撤去処分の有無を発注者に確認してから工事を行うこと。

現況配置図 S=1/200

